

地域支援・医薬品供給対応体制加算3

島田療育センターは、地域支援体制加算3（67点）を算定し、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険医療機関です。患者様への安定的・継続的な医療提供および薬剤の供給体制を確保するため、以下の通り体制を整備しております。

1. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

国の施策に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。薬剤部門で品質・安全性・安定供給体制の情報を収集・評価し、薬事委員会で採用決定する体制を整えています。

2. 医薬品の供給不足時の対応体制

現在、一部の医薬品において全国的な供給不足が発生しておりますが、医薬品の供給が不足した場合であっても、利用者様に必要な治療が継続できるよう代替薬への変更や処方量の調整について、適切に対応できる体制を整えています。

3. 処方変更時の十分な説明

医薬品の供給状況によっては、利用者様に投与する薬剤（銘柄）が変更となる可能性があります。変更を行う場合は、医師または薬剤師から事前に十分な説明をいたします。

2026年6月
島田療育センター 院長